

一般社団法人高砂市観光交流ビューロー運営事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人高砂市観光交流ビューロー運営事業等補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金の交付目的は、高砂市の歴史、自然、産業、文化、技術など、高砂市の持つ様々な魅力を国内外に広く発信することにより、多様な交流と多くの誘客を促進し、もって観光事業の振興、産業の発展及び地域の活性化に資することとする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、一般社団法人高砂市観光交流ビューロー（以下「ビューロー」という。）が行う次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) ビューローの運営に関する事業
- (2) 広報・PR・プロモーションに関する事業
- (3) 観光及び誘客促進に関する情報収集及び研究に関する事業
- (4) 観光及び誘客促進に関する人材育成に関する事業
- (5) ロケ地誘致及びロケ支援に関する事業
- (6) 交流・誘客促進に関するイベント開催事業
- (7) 物産に関する事業
- (8) ブライダル都市（結びのまち）の推進に関する事業
- (9) 観光案内施設等の運営に関する事業
- (10) 広域観光連携に関する事業
- (11) その他市長が必要と認める事業

2 補助金の額は、対象事業に要する経費の額の範囲内において、市長が定める額とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。